

木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、これに必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本業務は、木更津市基本構想「魅力あふれる創造都市きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」に位置づけられている市民文化の充実に向けて、市民の芸術文化活動の創造拠点となる中規模ホール（500～700人程度）の整備に向けた方向性を検討し、基本構想を策定することを目的とする。

(業務の概念)

第3条 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、本業務を遂行するにあたり、木更津市の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊富な主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置し最新技術を発揮するよう努めるものとする。

(業務計画)

第4条 受託者は、本業務の着手にあたり、業務内容を十分把握するとともに、下記書類を木更津市に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 主任技術者選任届

(工程管理)

第5条 受託者は、業務実施計画書及び業務工程表に基づき業務を遂行し、工程ごとに木更津市の承認を受けるものとする。

(業務の指示及び監督)

第6条 受託者は、業務の遂行にあたっては常に木更津市と密接な連携を図り、木更津市の指示及び監督を受けなければならない。

(資料等の貸与)

第7条 木更津市は、本業務遂行のため必要な資料を受託者に貸与するものとする。なお、貸与資料が必要な場合、受託者は書面により申し出ることとする。

(責務)

第8条 本業務の実施にあたり生じた事故又は第三者に与えた損害については、受託者にその責があるときは、すべて受託者の責任において解決するものとし、その経過及び結果を速やかに木更津市に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第10条 受託者は、本仕様書に明示のない事項又は本仕様書に疑義を生じた場合は、木更津市と信義に基づいて協議を行い決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務の概要)

第11条 本業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本仕様書は構想策定にあたり必要と思われる概ねのことを示したものであり、公募型プロポーザルの実施において提案された企画内容と調整することとする。

(1) 基礎的条件の整理

これまでの庁内における検討経過を整理する。

また、上位関連諸計画、検討候補地の法規制等の敷地条件、検討候補地を取り巻く環境(道路交通状況、周辺類似施設の分布状況)など、基本構想策定に必要な基礎的条件を整理する。

なお、検討候補地を既存の木更津市民会館中ホール(以下「中ホール」という。)の存する敷地とする場合には、中ホールの存続について検討する。

(2) コンセプトの検討

検討候補地において、芸術文化活動の創造拠点を整備する際のコンセプトを検討する。

(3) 導入機能・規模の検討

コンセプトの実現に向けた導入機能(他の公共施設との複合化)を検討するとともに、導入機能に関する類似事例を収集・整理する。

また、検討候補地の敷地規模と類似事例等を勘案して導入機能の規模を検討する。

(4) 施設レイアウトの検討

(3)で検討した導入機能・規模を踏まえて検討候補地における施設レイアウト(平面イメージ)を複数案検討するとともに、各案の特質を整理する。

なお、施設レイアウトを検討する際は、将来的な施設の拡張性を意識すること。

(5) 概算事業費の検討

(4) で検討した施設レイアウトをもとに概算の整備費、管理・運営費を算出する。

(6) 管理・運営形態の検討

整備コンセプト、導入機能・規模、概算事業費を勘案して、中規模ホールの管理・運営形態を複数案検討し、各案の得失を整理する。

(7) 事業手法の検討

中規模ホールの整備にあたって、活用することのできる補助事業等を整理する。

また、民間活力を活用することによる自治体の財政負担の軽減を意識して、中規模ホール整備の実現に向けた事業手法と各事業主体の役割分担を検討する。

(8) 今後の課題と事業スケジュールの検討

今後の課題と事業手法別に供用までの事業スケジュールを検討する。また、今後の関係機関との協議事項を整理する。

(9) イメージパースの作成

(4) で検討した施設レイアウトのうち、委託者が支持する案についてイメージパースを作成する。

(10) 市民の意見聴取

中規模ホールのあり方について、ワークショップを開催する。開催にあたって、資料の作成、ワークショップの運営（議事録作成含む（要約筆記））を支援すること。外部有識者等を招く際には当該外部有識者の出席費用（謝礼、旅費等）については本業務に含まれるものとする。

(11) 基本構想の策定

(1) ～ (10) の検討結果をもとに、基本構想を作成する。

(12) 検討委員会等の運営支援

本構想策定にあたり、庁内で構成する中規模ホール建設基本構想策定検討委員会（**5回程度開催**）を設置する予定であるが、そのうち、2回程度は外部有識者を招き意見聴取を行う。当該外部有識者の出席費用（謝礼、旅費等）については本業務に含まれるものとする。また、同検討委員会開催にあたっては検討資料の作成、会議運営（議事録作成含む（要約筆記））を支援すること。

(13) 市民向け情報発信の支援、パブリックコメントの支援

構想策定途中において、市議会への報告とともに市民向けに毎月広報し、本市ホームページを利用して情報発信することとなるが、その資料作成を行うこと。

パブリックコメント（計1回）で提出された意見に対する「本市の考え方」を公表用に作成すること。

(業務の実施方法)

第12条 本業務の実施にあたっては、木更津市と常に密接な連携のもと、円滑な進捗を図るものとする。

本業務に係る作業の方法、基礎資料及びスケジュール等については、本仕様書に定めるもののほか、木更津市、受託者の緊密な協議の上、決定するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第13条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書(全文) 20部
- (2) 報告書(概要) 20部
- (3) 電子データ 一式
- (4) 協議資料 一式
- (5) 収集・整理したデータベース及び関係書類 パイプファイル綴じ 2部

(成果品の提出)

第14条 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに成果品とともに下記書類を木更津市に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 納品書
- (3) 完了検査願

受託者は、木更津市の完了検査に合格の上、成果品を納品するものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第15条 本業務完了後、受託者に責のある瑕疵が発見された場合には、速やかに成果品の訂正、補足その他の措置を講じなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品は、作成段階のデータ等を含め、全て木更津市の所有とし、木更津市の承諾を得ずに公表、譲渡、貸与又は使用をしてはならない。

(納期限)

第17条 本業務に係る成果品の納期限は、平成31年3月15日とする。

(納品場所)

第18条 本業務の成果品の納品場所は、木更津市総務部総務課とする。